

みずほベトナムニュース Vol. 8

(2008年10月)



(ベトナム中部・
ダナン市の海岸)

~~~~ 目次 ~~~~

1. 特別企画 みずほベトナム勉強会「工業団地における人事・労務管理
～就業規則の作成を中心として～」……………P 2
2. ベトナム投資 Q&A ……………P 4
3. 人事・労務「ベトナム人材育成法 ①叱り方」……………P 5
4. ベトナム法務「外資の人材派遣会社の解禁について」……………P 6
5. 工業団地便り「ニョンチャック 3 工業団地」……………P 8
6. ベトナムドン為替情報 ……………P10
7. 経済データおよび動向 ……………P11

1. 特別企画 みずほベトナム勉強会「工業団地における人事・労務管理 ～就業規則の作成を中心として～」報告

執筆：みずほ銀行国際営業部

ベトナムでは2007年後半からインフレ率が高い水準で推移する中で、賃金の大幅な上昇および違法ストライキの発生などが相次いでおり、人事・労務管理はベトナムに進出されている日系企業にとって最も悩ましい問題のひとつとなっております。

こうした背景から、みずほ銀行とみずほコーポレート銀行は、9月11日（木）に野村ハイフォン工業団地、12日（金）にJETRO ハノイセンターおよびタンロン工業団地において、「みずほベトナム勉強会 ―工業団地における人事・労務管理― ～就業規則の作成を中心として～」を開催しました。

野村ハイフォン工業団地での開催では同工業団地入居の25社、タンロン工業団地での開催では同工業団地入居の25社、JETRO ハノイセンターでの開催では上記2カ所以外の工業団地に入居されているお客さまやサービス業のお客さま60社の参加をいただき、人事・労務管理に関するお客さまの関心の高さがうかがわれました。また、野村ハイフォン工業団地では5名8件、JETRO ハノイセンターでは10名15件、タンロン工業団地では3名4件の質問が出され、参加者の皆様と講師およびパネラーとの間で活発な質疑応答が行われました。



<野村ハイフォン工業団地会場>



<JETRO ハノイセンター会場>

勉強会は、第1部が就業規則の作成に関する講演、第2部が人事・労務管理に関するパネルディスカッションの形式で開催いたしました。第1部の講師には、TOTO ハノイ現法に駐在された経験をお持ちで、現在ハノイの人事コンサルティング会社Tokyo Link Joint Stock Company 代表取締役の西村博史氏をお招きしました。また第2部のパネルディスカッションには、西村氏に加えてみずほ銀行国際営業部の杉山弘美・国際業務アドバイザー（元 Yazaki Haiphong Vietnam Ltd.社長）がパネラーとして参加いたしました。

西村講師による講演では、

- (1) 就業規則作成の必須事項
- (2) 就業規則作成上のポイント
- (3) 就業規則の登録（登録済み確認の重要性）
- (4) 運用のポイント

などに関して講演をいただきました。当日配布いたしました西村講師の講演資料はベトナム

ムでの人事・労務管理に関連する全ての法律・規則を網羅したものであり、参加者の皆様にも大変有益なものであったものと思われます。

パネルディスカッションでは、

- (1) 今後の最低賃金の引き上げなどに関する見通し
- (2) 給与水準と情報の共有
- (3) 労働組合とストライキ

に関して討論が行われました。

給与水準に関して、各工業団地でのワーカーの標準的な賃金水準の説明、日本人並みに働くベトナム人への賃金水準の設定方法に関して両パネラーから説明が行われ、日本人並みに働くベトナム人にはその活躍に報いる適切な給与を出すことも必要であるとのアドバイスがなされました。また、日系企業の賃金改定に関する日系企業同士の情報共有が重要であることがアドバイスされました。



<タンロン工業団地会場>

違法ストライキに関しては、実際にベトナム北部の工業団地で発生したストライキを収録したビデオを放映し、ストライキの開始から終結までの過程、ストライキ解決に際して取った対策など実際の経験に基づいて西村氏から解説が行われました。ストライキの発生を未然に防ぐ意味からも日本人駐在員とベトナム人とのコミュニケーションの重要性に関して杉山パネラーからアドバイスがなされました。

最後に、講演およびパネルディスカッションを通じて、西村講師および杉山パネラーからベトナムでの人事・労務管理において発生しているストライキなどの問題への対処法として次のように結論付けられました。

- (1) ベトナムに進出している日系企業同士(少なくとも同じ工業団地内の日系企業同士)で賃金水準や発生している労務問題に関して情報共有を図ること
- (2) 日系企業内での日本人とベトナム人との間のコミュニケーションを図ることにより、未然にベトナム人従業員の不満を解消すること

みずほ銀行およびみずほコーポレート銀行では、今回に続きホーチミン市などベトナム南部でも同様の人事・労務管理勉強会の開催を計画しております。詳細が決まり次第改めてご案内いたしますので、ぜひご参加下さい。ベトナムで事業を進めるうえで発生している人事・労務管理に関する問題の解決の一助となればと存じます。

問い合わせ先：みずほ銀行国際営業部 03-3596-1805 (浅野)

2. ベトナム投資 Q&A

本コーナーでは、ベトナム投資に関してお客さまからよくいただくご質問について Q&A 方式でご紹介します。

執筆：株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所

Q：労働組合に関する必要な留意点を教えてください。

A：2006年労働法及び1990年労働組合法に基づき、外資企業における労働組合は以下のよう
に規定されています。

◆労働組合の概要

労働組合とは労働者の代表的な組織であり、企業にて労働者に対する権利の保障、または企業に対する人材採用、賃金制度、労働安全・衛生、労働災害、社会保険・医療保険などに関する法律実施を監査する。

各企業は投資証明書の発行から6ヵ月間以内に労働組合を設立しなければならない。設立しない場合は、各地方労働組合が当該企業の暫定的な労働組合執行委員会を選出し、企業に勤務する労働者の法的権利及び利益を遵守する。

◆労働組合の費用

2004年5月10日より、外資系企業が従業員に支払う賃金総額（各手当て込み）の1%を徴収し労働組合の費用として納めること。

◆組合活動を行う労働者

外資系企業にて組合活動を行う労働者の権利・義務は、他の一般的な労働者と同様とする。

非専従で組合活動を行う労働者は、就業時間の一定時間を労働組合活動に使用することができ、またその分の賃金も全額保証される。この離席時間は、企業規模及び雇用主、企業内労働組合執行委員会及び他の労働者との合意により決定されるが、ひと月に3労働日に相当する時間を上回ってはならない。

企業の従業員人数が150名以上である場合、企業労働組合執行委員会会長の労働組合活動日数はひと月に6日間まで、従業員人数が80名以上150名未満である場合、同日数は3日間までとする。

労働組合基金により賃金を支払われる専任労働組合活動者は、企業規則もしくは労働協約に沿った諸権利と福利厚生を、他の労働者と同様に享受することができる。

雇用主が、企業内労働組合執行委員会の委員である者に対し、解雇、労働契約の一方的解除を決定する際には、同組合執行委員会の同意を得なくてはならない。

【問い合わせ先】

株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所

Ta Huong Ly (タ フォン リー) 日本語対応可

電話 +84 (04) 2200 334 E-mail: huong.ly@scs-vbp.com

3. 人事・労務 「ベトナム人材育成法 ①叱り方」

人材確保やストライキの発生など人事・労務への取り組みがベトナムに進出した日系企業にとって大きな課題となりつつあります。本コーナーでは、具体的にどのような取り組みを考えればいいのかについてご紹介します。

執筆：株式会社アクティブリッジ

ベトナム現地法人においてよく耳にする話がベトナム人の中間管理職、技術者の不足です。特に中間管理職に関しては、数ヵ月募集をかけても、満足のいくいい人材が確保できないのが現状です。中間管理職にしろ、技術者にしろ（出来れば日本語が話せて日本人との仲介役になれる人材）、その解決策として一番有効なのは、見込みのある人材を採用し、長期的な視点から育成していくことです。最近の風潮である「即戦力化」を望みすぎると結局はトラブル、退職などの大きな損失につながるケースが多く見られます。

さて、今回はこの人材育成の基本である「叱り方」を取り上げたいと思います。「ベトナム人は非常にプライドが高いので、あまり人前では叱らないほうが良い」という考えが現地日本人管理者の中にはいまだ多く見受けられます。しかし人材育成、企業文化の共有、製品のQCD等の見地からすると単純にそうではないように思います。後から叱ることで効果や意味が半減することも多々あるからです。当然、何が悪かったのかが分からないという最悪のケースもありますし、その場で叱ることで周囲への緊張感、間接的指導にもなります。要は叱り方、叱る理由、叱るタイミングの問題であってベトナムにおいても「叱ること＝悪」では決してありません。きちんと叱ることによって、逆に信頼関係が増し、人は成長し、それに伴い組織が良くなり、結果として効率の良い企業（工場）運営が出来るのだということを改めて考えるべきだと思います。

現地ベトナム人社員（ワーカー含む）たちによると、まず彼らは、叱られる理由が明確かどうかにかかなりの重点を置いています。「論理的にどこがよくないのか説明してほしい」という意見が代表的です。また、「ふだんから自分の仕事を見てくれている、信頼されている」と感じられる叱り方には素直に心が動かされる傾向が強いです。大切なのは「日本人としての優位的立場という雰囲気を出さない」、「国民性の違いを全面に出さない」、「いいところは褒める」、「期待している、信頼しているということを言葉にしてきちんと伝える」ことが重要です。そして、叱った後はフォローとして「明確なアドバイスを与える」、「具体的にその問題に対する全体像を示す」とさらにやる気につながります。逆にやる気が失せる叱り方は「感情的に頭ごなしに言う」、「仕事への姿勢や考え方を全否定する」、「叱るだけでフォローがない」が主なものです。叱られている最中でも、彼らは管理者の言動を冷静に分析しています。例えば「単に個人的に機嫌が悪くて叱っている」、「日本人としてのメンツや自分の立場のことばかり言う」などは完全に信頼関係が壊れる方向に作用します。特に自己中心的な言動には敏感で、叱る側としては、万が一ベトナム人社員の気持ちの根底に「もっと楽に働きたい」という願望があると疑われる場合でも、さりげなく相手の立場に立ち、冷静に論理的な言葉に置き換えるのが重要です。特に叱るときは「さん付け」は必須です。

ベトナム人社員に対しての効果的な叱り方10カ条

- ①国民性の違いを全面に出さない。
- ②感情的にならない。
- ③人格でなく行動や事実を論理的に具体的に叱る。
- ④イエス・バット方式で良い点はきちんと褒め、悪い点を改めさせるようにする。
- ⑤日本人としての優位的意識を持ちすぎない。
- ⑥相手の性格・能力を考慮し方法や程度を考える。
- ⑦場合によっては人のいないところで叱る。
- ⑧叱っている理由を事実に基づいてはっきり示す。
- ⑨間違っているところを言って聞かせ正しいやり方を示してみせる、実際に取り組みさせてみる。
- ⑩最後に信頼している気持ちを伝える。

【問い合わせ先】

株式会社アクティブリッジ ベトナムグローバル人材コンサルティング室
谷口 正俊 +81(03)5774-1477 E-Mail: info@actibridge.com

4. ベトナム法務 「外資の人材派遣会社の解禁について」

ベトナムでの事業展開にあたっては、現地特有の法律・規制にもとづく対応が求められます。本コーナーでは、ベトナムビジネスにおいてとくに焦点となっている数々の法務マターを掲載してまいります。

執筆：ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所

ベトナム政府は、ついに人材派遣・ヘッドハンティング、又はベトナムの用語で「労働紹介サービス」の部門に対し、門戸を開くことにした。

ベトナムは既に世界貿易機関(WTO)に加盟しているが、労働紹介サービスについては、これまでWTOに対する特定の約束事項についての開放スケジュールに含まれていなかった。当面、労働紹介サービスに対する海外からの投資は、それが直接的なものであれ間接的なものであれ、ベトナム法の下での現在のあらゆる規制の下に置かれている状態が続いている。

職業紹介機関の設立及び運営に関する条件及び手続についての2005年2月28日付けDecree No. 19/2005/ND-CP(以下「Degree 19」という)によれば、「企業法に基づいて設立された企業」のみが労働紹介サービスを提供できるようになっている。同Decree 19の第11項はさらに、企業法に基づき適法に設立された企業は、かかるサービスの提供を實際に開始する前に、省/地方自治体の労働傷病兵社会政策部局から労働紹介サービスを行う

許可を得なければならないものとしている。

Decree 19が成立した当時においては、その第4項及び第11項で言及される企業法とは、国内企業にのみ適用される1999年企業法を指していた。それゆえ当時は、ベトナムにおいて外国の直接投資は労働紹介サービス分野には認められていなかった。

その後1999年企業法は、2005年企業法により廃止され、置き換えられた(2006年7月1日発効)。2005年企業法は、国内投資と海外投資の双方について統一的な企業法を確立した点で、ベトナムの法制度に極めて大きな変化をもたらした。もっとも、Decree 19に関しては、2005年企業法に基づいて設立された外国資本の企業(以下「外国資本企業」)がDecree 19の第4項及び第11項における「企業法に基づき設立された企業」に該当するものとして労働紹介サービスを提供できると言えるかどうかは不明確である点で、不確定要素が生じてしまった。

ベトナム労働傷病兵社会政策省(以下「労働省」)は後に、2006年11月24日付けの公式通達No. 4197/LDTBXH-LDVLにおいて、「外国資本の企業は労働紹介サービスを行うための必要な許可が発行される主体ではない。」と明確に述べている。労働省は、労働紹介サービスは完全なベトナム企業にのみ認められるとする立場に立ったのである。

最近、Decree 19のいくつかの項目に対する修正及び補則に関する2008年6月5日付けDecree No. 71/2008/ND-CP(以下「Decree 71」、6月18日に官報に掲載され、その15日後に発効)がベトナム政府から発行されて以来、法的な不明確さが修正されている。Decree 71は、労働紹介サービスに従事できるのは「2005年企業法及び関連規則に基づき設立された企業」であると断言しているからである。以上のことを踏まえると、現在、次の各外国資本企業がDecree 71に基づき労働紹介サービスを行うことが許されているものと考えられる。

- (a) 2006年7月1日以降に新たに設立された外国資本企業
- (b) 2006年7月1日より前に外国投資法に基づき設立された外国資本企業で、2005年企業法に基づいて企業活動の再登録を行ったもの
- (c) 2006年7月1日より前に設立された(再登録を行っていない)その他の外国資本企業のうち、2010年7月1日まで労働紹介サービスを行うことを許可されるもの

【問い合わせ先】

ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所
ホーチミン 森 +84(91)826 3708
シンガポール 丸茂 +65(96)171 561

5. 工業団地便り「ニョンチャック3工業団地」

ベトナムでは北部と南部を中心に工業団地が次々と建設されています。工業団地によっては、全面的なサポートが得られる工業団地もあれば、インフラ面等での整備が自社で必要になってくるケースもあります。本コーナーでは、日系企業が入居可能な工業団地をシリーズでご案内する予定であり、今回は、ニョンチャック3工業団地についてご紹介します。

執筆：ニョンチャック3工業団地開発サービス会社

今月から南部はベトナム系工業団地をご紹介します。第1回は、物流の将来性の観点から注目を集めているニョンチャック3工業団地です。現在、円借款で建設が進められ、ニョンチャック工業団地は、ベトナム初の大規模水深港と言われているカイメップ・チャーバイ港からわずか22kmと絶好のポジションが魅力です。今回は、現在の同工業団地の状況をご紹介します。

法的根拠	ドンナイ省計画投資省により発給された2004年12月17日付け営業認可書第4714000011号に基づいて建設
所在地	ドンナイ省ニョンチャック県 ニョンチャック3工業団地は、県道25B号沿い、国道51号から5kmで、ドンナイ省、ホーチミン市、バリア・ヴンタウ省といった南部の重要経済圏の中心に位置している。
総面積 第一段階 第二段階	700ha 337ha (完売) 360ha (販売済み：60%、空き状況：40%)
進出企業	第一段階へ入居済み企業数：19社【完売】 第二段階へ入居済み企業数：15社 うち日系企業1社、Towa Vietnam Co.,Ltd (プラスチック製品生産) その他、8社と土地賃貸契約を締結済み、現在、工場を建設中。
地理的位置	1. 陸路 ・ ホーチミン市 60km (国道51号と国道1号) ・ ビエンホア市 45km ・ ブンタウ市 70km 2. 港湾へのアクセス ・ カットライ港 25km ・ ブンタウ港 60km ・ カイメップ・チャーバイ港 (建設中) 22km 3. 空路 ・ タンソンニャット国際空港より東に70km ・ ロンタイン国際空港より東南に10km (第一段階は2015年に完成予定)

地理的条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海拔 28m ・ 平均湿度 78－82% ・ 平均温度 26℃ ・ 年平均降水量 1,800 ～ 2,000mm
地盤	地盤は良く、地耐力 20t/m ²
給電	国家電力網 (22KV) その他、台湾系企業である FORMOSA 社の 150 メガワット規模の火力発電所の電力を利用可能
電気料金	通常時間 (04:00～18:00) 860VND/Kwh(0.052USD/Kwh) ピーク時 (18:00～22:00) 1,715VND/Kwh(0.104USD/Kwh) 夜間 (22:00～04:00) 480VND/Kwh(0.029USD/Kwh)
給水	ニョンチャック地下水会社 (キャパシティー: 20,000 m ³ /日) ティエンタン給水会社 (キャパシティー: 20,000 m ³ /日)
水道料金	4,830VND/m ³ (0.292USD/m ³)
排水システム	排水処理システムあり (キャパシティー: 14,000 m ³ /日)
汚水処理	0.32USD/m ³
通信	高速 ADSL とブロードバンドインターネットサービスを提供
土地賃貸料等	55USD～60USD/m ² /45年 インフラ共用管理費用 0.5USD/m ² /年
最小ロット	1ha
レンタル工場	建設計画あり 1棟あたり面積: 2,000 m ² 、3,000 m ² 、5,000 m ²
レンタル工場 賃貸料	3USD/m ² /月
労働	ドンナイ省の人口は約 200 万人 (うち、ニョンチャック県人口は 20 万人) 70%の人口は 35 歳未満
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーカー 最低賃金 90 万 VND (約 55USD) ・ 事務 約 150～200USD ・ 課長・会計主任 約 250～500USD ・ エンジニア・技術者 約 150～300USD

【問い合わせ先】

ニョンチャック 3 工業団地開発サービス会社

グエン・マイン・トゥン (Nguyễn Mạnh Tùng) 英語もしくはベトナム語

携帯: (+84) 0909.830.605

投資及び営業部 Tel: (+84) 061-3549657 Fax: (+84) 061-3549544

E-mail: manhtungquan@gmail.com

6. ベトナムドン為替情報

本コーナーでは、ベトナムドンの為替レート動向についてご紹介します。

執筆：みずほコーポレート銀行ハノイ支店

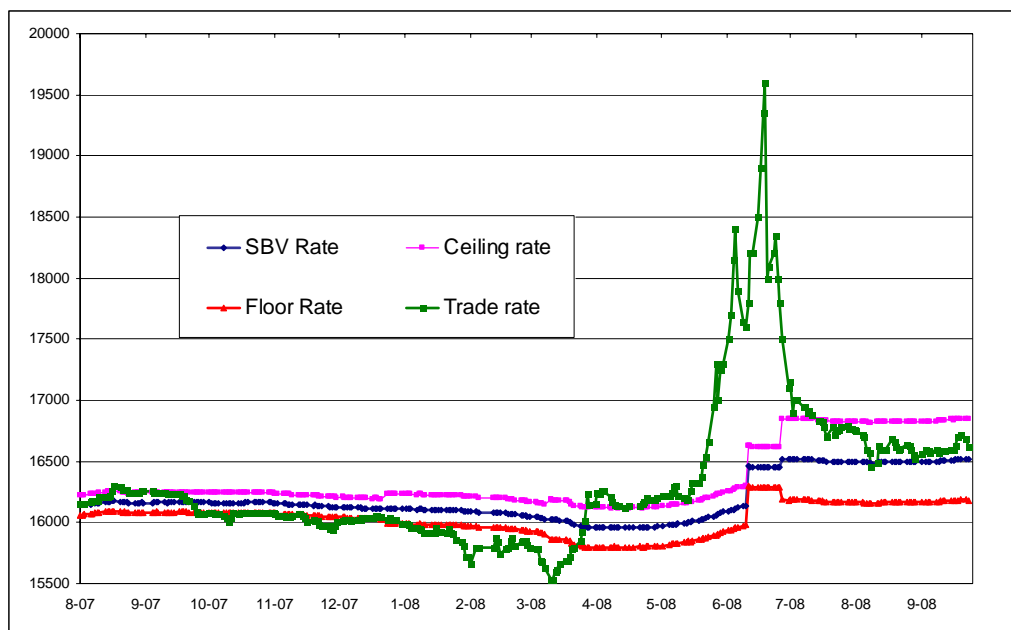
USD・VND レートは引き続きバンド内で安定推移

8月18日にUSD1=VND16,680の水準までドン安が進んだが、8月の第4週目に入り、中央銀行の債券(Treasury・Note)を購入する外国投資家からのドル売りが出たことから、USD/VND市場はややドン高の水準で推移した。翌週に入っても、輸入業者からドル買い需要は伸びず、8月末における市中USD/VNDレートはUSD1=VND16,585となった。

9月に入ってもベトナム国家銀行(中央銀行)はUSD/VNDレートを安定化させるため、銀行間市場にドル買い・ドン売り介入を継続的に行っており、為替の大きな変動は見られていない。(具体的には、市中銀行に対して、中央銀行がUSD1=VND16,600の水準でドルの買取オペを行った。)その結果、為替市場においては、9月中旬におけるUSD/VNDレートがUSD1=VND16,590近辺で落ち付いて推移した。

9月の第3週目には、リーマンブラザーズショックによるグローバル・フィナンシャル・マーケットの変動の影響を受け、USD金利が急騰。ベトナム市場においても、その余波を受け、USD/VND市場においても若干ドル高が進んだ。この一週間でUSD/VNDレートはUSD1=VND16,600台からUSD1=VND16,700台(9月19日:USD=VND16,740)とドン安に進んでいる。

月末に近づくにつれ、グローバル・マーケットにおいては、USD金利レートが若干落ち付きを取り戻してきており、ベトナム為替市場においても、USD/VNDレートはドル安の方向に進んだ。月末決算によるドル需要増加はあるものの、USD/VNDレートはUSD1=VND16,580台と月中比ではドル高・ドン安の方向に進んでいる。



7. 経済データ

今月は、基礎データと今後のベトナム経済の動向をお知らせいたします。

作成：みずほ総合研究所

	単位	2007年9月	2007年10月	2007年11月	2007年12月	2008年1月	2008年2月
CPI(前年同月比)	%	8.80	9.30	10.03	12.60	14.11	15.66
貿易 輸出	百万ドル	3,728	4,280	4,548	4,700	4,911	3,415
輸入	百万ドル	4,963	5,630	6,170	6,300	7,198	6,194
貿易収支	百万ドル	-1,235	-1,350	-1,622	-1,600	-2,287	-2,779
工業生産高	兆ドン	49.70	49.98	52.11	55.95	52.87	47.92
GDP 成長率	%	8.2		8.5		7.5	

	単位	2008年3月	2008年4月	2008年5月	2008年6月	2008年7月	2008年8月	
CPI(前年同月比)	%	19.39	21.41	25.20	26.80	27.04	28.32	
貿易 輸出	百万ドル	4,834	5,088	5,947	6,431	6,250	6,445	
輸入	百万ドル	8,118	8,307	7,853	7,167	7,050	7,399	
貿易収支	百万ドル	-3,284	-3,219	-1,906	-736	-800	-954	
工業生産高	兆ドン	56.09	54.99	55.56	56.77	56.43	56.23	
GDP 成長率	%	7.5			6.5			

数値は速報ベース。出所：ベトナム統計局など

みずほベトナムニュース バックナンバーのご案内

Vol. 1

特別企画「ベトナム計画投資省外国投資庁長官インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「日本企業にとってのベトナム人材の魅力と特徴」
ベトナム法務「合併と買収 (M&A) :30%、49%それとも100%?」
工業団地便り「第二タンロン工業団地 (TLIP II)」
ベトナムドン為替情報
経済データ
創刊にあたって

Vol. 2

特別企画「ベトナム労働組合 副組合長インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人活性マネジメント術
①社内コミュニケーション編」
ベトナム法務「締切が迫る再登録法」
工業団地便り「ロンドゥック工業団地(南部)」
ベトナムドン為替情報
経済データ

Vol. 3

特別企画「ハノイ市人民委員会 副人民委員長インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人活性マネジメント術 ②採用編」
ベトナム法務「外国人労働者雇用上限比率3%の撤廃」
工業団地便り「ベトナム・シンガポール工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データ

Vol. 4

特別企画「在ベトナム日本大使館・駐日ベトナム大使館
特命全権大使インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人活性マネジメント術 ③製造見舞編」
ベトナム法務「ベトナムにおいて、外国通商会社による1つ以上の販売
業者 (Distributor) への輸入商品の販売が可能」
工業団地便り「ミーフック工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データ
重要ニュース「外貨借入規制について」

Vol. 5

特別企画「在ベトナム日本大使館・駐日ベトナム大使館
特命全権大使インタビュー (後編)」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人の姓の豆知識～名前の知識は文化であり
礼儀である」
工業団地便り「野村ハイフォン工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データ

Vol. 6

特別企画「ホーチミン市人民委員会・商業局 副局長
計画投資局・投資合作協力所 副所長インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人の注意すべき気質・行動①」
ベトナム法務「ベトナムにおける外国人の住宅購入権利」
工業団地便り「アマタ・ベトナム工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データ

Vol. 7

特別企画「ベトナム商工会議所ホーチミン支部
VO TAN THANH 会頭インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人の注意すべき気質・行動②」
ベトナム法務「ベトナムにおける外国人労働者許可証(Work Permit)について」
工業団地便り「ドンバン2工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データおよび動向